

4 . 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

河川にかかる調査・研究等の推進

- ・継続的に水文観測を行い、データを蓄積し、河川整備に役立てます。
- ・多自然川づくりに関する生物の生息生育環境の調査・研究を関係機関の協力を図りながら推進し、技術的手法の確立に努めます。また、様々な調査・研究の成果は関係各所において有効利用が図れるよう努めます。

河川情報の提供

- ・インターネット等で、河川事業で整備された水辺の施設等紹介するとともに、河川に関する自由な意見を承ります。また、パンフレットや各種イベント等で河川事業や施策をPRし、理解と協力を得るように努めます。
- ・災害による被害の軽減を図るため、広島県水防テレメータシステムにより、県内一円に配置した観測局で雨量・水位やダム諸量などのデータをリアルタイムで収集し、表示・記録を行うとともに、これらデータを管理し、水防警報など必要な対策・支援を迅速に行います。また、これらのデータの他、今後は国土交通省のXバンドMPレーダによる高精度な降雨観測情報についても広島県防災情報システム等を用いて、市町をはじめ広く県民の方々にも情報を提供します。

地域や関係機関との連携

- ・大規模災害への備えとして、ハード対策を着実に推進させるほか、「自助・共助・公助」の考えのもと、地域防災力の向上を目的とした地域住民への的確な防災情報の提供、洪水ハザードマップの作成・普及や、自主防災組織等に対する情報提供などのソフト対策の充実を図ります。さらに、日常から地域住民や関係機関と一体となった危機管理体制の構築に努めるとともに、地域住民と市町が連携した災害に強いまちづくり活動の推進を図ります。
- ・水難事故防止に向け、関係機関との連携を図りながら、子どもたちに川の恵みや危険性に関する基本的な知識を教育するための支援を行います。
- ・存在感のある川づくりを図るため、地域のまちづくりと調整し、観光施設等を活かした川づくりを目指し、地域住民や関係機関等との連携を強化します。
- ・水の都としての資質や都市のイメージを今後の都市作りの重要な戦略として位置づけ、水辺などにおける都市の楽しみ方の創出、都市観光の主要な舞台づくり、「水の都ひろしま」にふさわしい個性と魅力ある風景づくり、の3点を目的として「水の都ひろしま」

構想を市民と行政との協働により策定しました。水辺の整備に加えて、水辺の活用の促進や、活動を円滑かつ効果的に進めるためのネットワーク及び仕組みの構築など、ソフトな取り組みも重視します。

- ・親しめる川づくりを進めるため、環境学習と結びついた広報活動等により地域住民の河川への関心を高めるよう努めるとともに、川を汚さないよう住民のマナー向上についてのPR活動等を行います。また、草刈りなどの河川愛護活動の支援も行います。
- ・清らかな水の流れを保持するため、台所対策など地域住民の取り組みに対する啓発のほか、下水道整備など関係機関と協力し、水質の保全に努めます。また、油の流出など水質事故が発生した時は、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等原因者及び関係機関と協力して行います。
- ・治水、河川利用及び景観などの河川環境上の適正な河川管理を図ることに支障が生じる場合は、関係機関と連携して対応します。
- ・流域の視点にたった適正な河川管理を行うため、管理上影響を及ぼす開発行為については、必要に応じて流出抑制対策等を事業者に指導します。安川については、安川防災調整池設置基準により開発者に恒久施設としての調節池を義務付けます。
- ・良好な河川環境を維持するため、許可工作物の新設や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響等を考慮の上、環境の保全にも配慮するよう指導します。
- ・超過洪水に対応するため、水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防活動を指導・応援します。また、異常湧水時には関係機関と連携し、節水等の広報活動や円滑な湧水調整を行うよう努めます。
- ・川づくりにあたっては、計画、工事、維持管理等のいろいろな状況において地域住民の声を反映し、清掃、草刈り等の身近な活動ができるよう検討していきます。
- ・河川整備計画の内容は一般に公開するとともに、工事区間，工事内容，行政で実施する項目，住民に協力を求める項目を整理した結果を「広島県ホームページ」に掲載します。また、住民からの意見・要望については、治水・利水・環境に対する効果，影響を検討した上、今後ともその実現に努力してゆきます。

策定及び変更経過

区分	事項	年月日	備考
策定	策定日	平成 14 年 2 月 6 日	-
	公示日	平成 14 年 2 月 21 日	
変更	策定日	平成 24 年 3 月 23 日	新安川及び矢口川の内水対策を追加
	公示日	平成 24 年 4 月 2 日	

「本書に掲載した下表の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000(地図画像) を複製したものである。(承認番号 平 24 情複、第 24 号)」

また、これらの地図を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

ページ	図番	タイトル
5	図-1.1.2	太田川下流ブロック河川位置図
17	図-3.1.1	施行位置図

「本書に掲載した下表の地図は、広島市長の承認を得て、同市発行の 2.5 千分の 1 地形図を複製したものである。(承認番号 平 24 広都計第 119 号)」

また、これらの地図を第三者がさらに複製する場合には、広島市の長の承認を得なければなりません。

ページ	図番	タイトル
19	図-3.1.2(2)	平面図(京橋川)
21	図-3.1.2(4)	平面図(猿猴川)
23	図-3.1.2(6)	平面図(府中大川)
25	図-3.1.2(8)	平面図(御幸川)
27	図-3.1.3(2)	平面図(府中大川)
30	図-3.1.3(5)	平面図(榎川)
33	図-3.1.4(2)	平面図(安川)
36	図-3.1.5(2)	平面図(御幸川)
39	図-3.1.6(2)	平面図(根谷川)
42	図-3.1.6(5)	平面図(山倉川)
45	図-3.1.7(2)	平面図(大毛寺川)
48	図-3.1.8(2)	平面図(鈴張川)
51	図-3.1.9(2)	平面図(吉山川)
53	図-3.1.10(1)	平面図(新安川)